

◎新潟県告示第1044号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、阿賀野市の阿賀野川土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和6年9月20日

新潟県新発田地域振興局長

1 就任

理事 阿賀野市新座3018番地 五十嵐 隆

” ” 福永1181番地 月岡 尚洋

就任年月日 令和6年9月1日